通報事項の項、通報時間の項及び通信事項の項を次のように改める。

通報事項　川崎航路及び鶴見航路（それぞれ港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号。以下「規則」という。）別表第二に掲げる京浜港の川崎航路及び鶴見航路をいう。）並びに川崎区、横浜第三区（鶴見航路周辺水域に限る。）及び横浜第四区（それぞれ規則別表第一に掲げる京浜港の区域をいう。）における次の事項

一　航行船舶に影響を及ぼすおそれのある海難等の内容及びそれに対する措置の状況

二　船舶の交通の制限又は禁止の状況

三　航路標識の異常の状況

四　航行船舶に影響を及ぼすおそれのある工事若しくは作業又は航路障害物の状況

五　その他船舶の航行の安全上必要な事項

通報時間　適時

通信事項　一　無線電話による場合

イ　川崎航路、鶴見航路及び京浜運河（規則別表第四に掲げる京浜港の京浜運河をいい、以下「航路等」という。）における管制の状況及び予告

ロ　航路等及びその付近水域における総トン数一、〇〇〇トン以上の船舶の動向

ハ　塩浜における視程の状況

ニ　通報事項の項各号に掲げる事項

二　船舶自動識別装置による場合

主として航路等及びその付近水域にある船舶自動識別装置を備えた船舶の航行の安全上必要な事項

記事の項第二号中「通信時間」を「通信容量」に改め、同項第五号を次のように改める。

五　塩浜船舶通航信号所の行う通報及び通信は、操船を指示するものではない。

（本牧船舶通航信号所に関する告示の一部改正）

第二条　本牧船舶通航信号所に関する告示（昭和四十九年海上保安庁告示第二十四号）の一部を次のように改正する。

電波の型式、周波数及び空中線電力又は海岸局識別の項通報用の項を次のように改める。

通報用　〇〇四三一〇三〇二（観音埼送受信所）
〇〇四三一〇三〇三（本牧送受信所）
〇〇四三一〇三〇四（浦安送受信所）

通報事項の項、通報時間の項及び通信事項の項を次のように改める。

通報事項　横浜航路（港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号。以下「規則」という。）別表第二に掲げる京浜港の横浜航路をいい、以下「航路」という。）並びに横浜第一区、横浜第二区、横浜第三区（鶴見航路（規則別表第二に掲げる京浜港の鶴見航路をいう。）周辺水域を除く。）及び横浜第五区（それぞれ規則別表第一に掲げる京浜港の区域をいう。）における次の事項

一　航行船舶に影響を及ぼすおそれのある海難等の内容及びそれに対する措置の状況

二　船舶の交通の制限又は禁止の状況

三　航路標識の異常の状況

四　航行船舶に影響を及ぼすおそれのある工事若しくは作業又は航路障害物の状況

五　その他船舶の航行の安全上必要な事項

通報時間　適時

通信事項　一　無線電話による場合

イ　航路における管制の状況及び予告

ロ　航路及びその付近水域における総トン数五、〇〇〇トン以上の船舶及び危険物を積載した総トン数一、〇〇〇トン以上の船舶の動向

ハ　本牧における風向、風速及び視程の状況

ニ　通報事項の項各号に掲げる事項

二　船舶自動識別装置による場合

主として航路及びその付近水域にある船舶自動識別装置を備えた船舶の航行の安全上必要な事項

記事の項第二号中「通信時間」を「通信容量」に改め、同項第五号を次のように改める。

五　本牧船舶通航信号所の行う通報及び通信は、操船を指示するものではない。

（東京十三号地船舶通航信号所に関する告示の一部改正）

第三条　東京十三号地船舶通航信号所に関する告示（昭和五十五年海上保安庁告示第百二十七号）の一部を次のように改正する。

呼出名称の項を次のように改める。

呼出名称　けいひんハーバーレーダー

電波の型式、周波数及び空中線電力又は海岸局識別の項通報用の項を次のように改める。

通報用　〇〇四三一〇三〇二（観音埼送受信所）
〇〇四三一〇三〇三（本牧送受信所）
〇〇四三一〇三〇四（浦安送受信所）

通報事項の項、通報時間の項及び通信事項の項を次のように改める。

通報事項　東京東航路及び東京西航路（それぞれ港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号。以下「規則」という。）別表第二に掲げる京浜港の東京東航路及び東京西航路をいい、以下「航路」という。）並びに東京区（規則別表第一に掲げる京浜港の区域をいう。）における次の事項

一　航行船舶に影響を及ぼすおそれのある海難等の内容及びそれに対する措置の状況

二　船舶の交通の制限又は禁止の状況

三　航路標識の異常の状況

四　航行船舶に影響を及ぼすおそれのある工事若しくは作業又は航路障害物の状況

五　その他船舶の航行の安全上必要な事項

通報時間　適時

通信事項　一　無線電話による場合

イ　航路における管制の状況及び予告

ロ　航路及びその付近水域における総トン数五、〇〇〇トン以上の船舶及び危険物を積載した総トン数一、〇〇〇トン以上の船舶の動向

ハ　東京十三号地における風向、風速及び視程の状況

ニ　通報事項の項各号に掲げる事項

二　船舶自動識別装置による場合

主として航路及びその付近水域にある船舶自動識別装置を備えた船舶の航行の安全上必要な事項

記事の項第二号中「通信時間」を「通信容量」に改め、同項第五号を次のように改める。

五　東京十三号地船舶通航信号所の行う通報及び通信は、操船を指示するものではない。